

「障害者地域生活支援システム確立

全国緊急集会」に県南有志代表参加

「介護保険制度の実現を求める」

牛久：今泉会長他・竜ヶ崎：樋口氏・つくば：新田会長
とき：二〇〇五年一月二二日（水）午後一時～三時
ところ：日比谷公会堂（東京都千代田区・日比谷公園内）

一・県内の懇談会

県保健福祉部障害福祉課 との懇談会に参加して

平成16年8月6日（金）と、11月1日（月）の二回にわたり、水戸で茨城県身体障害者福祉団体連合会を中心に県身体障害者福祉協議会、県手をつなぐ育成会、県精神障害者家族会連合会始め日本筋ジストロフィー協会県支部や各種七団体合計十団体が参加して打合せがあった。

1回目は各団体から支援費制度と介護保険制度との統合についての聞き取りの形で意見を出した。肢体不自由者団体からは支援費制度ができたばかりで介護保険制度との統合は時期尚早であり、支援費制度と介護保険制度の内容は別なもので、もっと支援費制度について議論すべきではない

程するのかどうか厚生労働省も難しそうです。

重度となる筋ジス患者は在宅者が大部分で就労している方はほんの一部で、障害者基礎年金や特別障害者手当などで生活をしている方が殆どです。負担は最小限のものにしてほしいでしょう。又、家族の介護やボランティアの協力や制度のなかでのヘルパーの派遣などにより地域で生活できなければなりませんし、支援費制度は利用しやすいため、支障がなければその意味がありません。

支援費制度は三位一体改革の厳しい現実に対応出来るか

二・全国緊急集会

今国会で「障害者自立支援給付法」と「介護保険法改正法」という2つの重要な法律が提出されます。

この機会を捉えて小泉総理大臣、尾辻厚生労働大臣、衆参国会議員代表の先生方並びに厚生省の方々を迎えて訴えようと緊急全国集会所が持たれアピール文が採択されました

就労と年金による所得保障の充実を!!

利用者負担は、個人単位（扶養義務や所帯でなく）!! 地域の中での居住の場が得られるように!!

外出や移動の手段が保障されるように!!

介護保険制度の活用を

障害者もできるように!!

郵便料金の減免制度の

継続を!!

「障害者支援と介護保険制度」に関する3団体共同声明

平成16年11月30日

日本身体障害者団体連合会

会長 児玉 明

全日本手をつなぐ育成会

理事長 藤原 治

全国精神障害者家族会連合会

理事長 小松 正泰

障害に関わる当事者（障害者本人・障害者の家族）の団体として私たちは、「障害者支援と介護保険制度」に関して、次のとおり要請いたします。

1 「障害者の介護」も「介護保険制度」で支えて下さい。

「高齢者の介護は介護保険、若年者の介護は障害福祉」というのは、年齢によってサーピスに格差をつけることであり、明らかに制度のバリアーであります。

殊な存在」にしないためにも、一般国民が利用する普遍的な制度の適用を強く望みます。

2 「介護保険」と「障害福祉」の組み合わせで障害者を支援して下さい。

社会参加などの障害者の特別なニーズへの対応は「障害福祉」が担い、「介護保険と障害福祉の組合せ」による支援をお願いいたします。

身体、知的、精神の3障害間の不均衡をなくすとともに、3障害に該当しない人でも支援の必要な人には、支援できるようにすべきです。

3 実施には数年後からとしても、時期を明確にして先送りはしないでください。

介護保険制度の年齢引き下げを実際に行おうとしても急には無理で、十分な準備期間を必要とすることは理解できます。しかし、あいまいな形での先送りには賛成できません。今般の介護保険制度改革で位置付けをし、実施期間が明確にされることを願います。

以上

（注）「一 県内の懇談会」は日本筋ジストロフィー協会県支部事務局長小高清氏の原文を元に編集したものです。